

下野市 地域生活支援拠点等体制の概要

東の飛鳥

Higashi no Asuka

下野市 社会福祉課 障がい福祉グループ

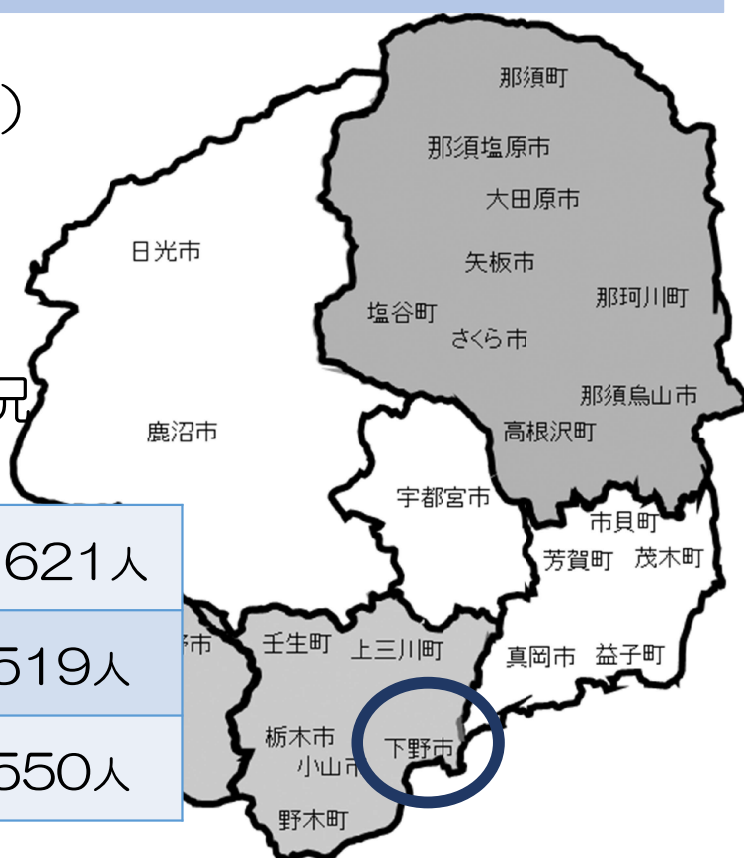
I 下野市の概況

- 人口（R6年8月現在）

約 6万 人

- 障害者手帳交付状況
（R6年8月現在）

身体障害者手帳所持数	1621人
療育手帳所持数	519人
精神保健福祉手帳所持数	550人



下野市の福祉サービス事業所数（R6年11月1日現在）

居宅介護	4	就労移行支援	2
重度訪問介護	2	就労継続支援（A型）	1
同行援護	1	就労継続支援（B型）	8
行動援護	0	就労定着支援	0
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	10
短期入所	3	放課後等デイサービス	11
生活介護	3	保育所等訪問支援	2
施設入所支援	1	障害児短期入所	1
自立生活援助	0	指定一般相談支援	2
グループホーム	7	指定障害児相談支援	6
自立訓練（機能訓練）	0	指定特定相談支援	11
自立訓練（生活訓練）	0		

Ⅱ 拠点等体制の概要

- ・ 設置時期：令和2年4月
- ・ 整備類型：面的整備型
- ・ 名称：下野市地域生活支援拠点事業
- ・ 委託法人等：（社）洗心会 サンフラワー療護園
- ・ 備えている機能
 - 「緊急時の相談対応」
 - 「緊急時の受入れ・対応」
- ・ 相談先:下野市障がい児者相談支援センター
- ・ 緊急時の定義：家族等が急病や事故等の突発的な事由によりケアができなくなることで、障がいのある方の生命に危険が及ぶと考えられる場合
- 対象者：市内在住の障がい者

下野市地域生活支援拠点における「緊急時の定義」

★緊急時とは・・・

例１）

保護者や家族が急病や事故で入院、家を離れることになった。

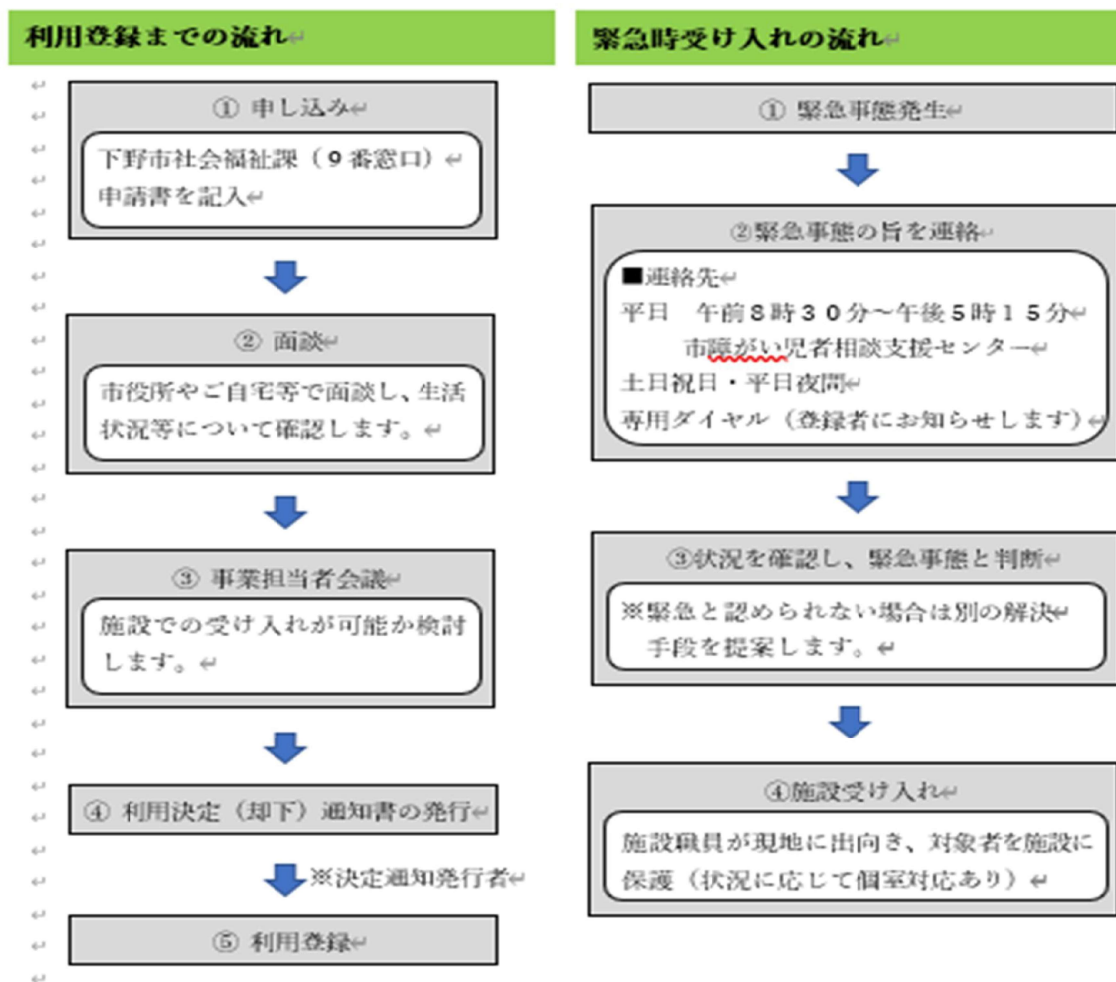
例２）

保護者のうち、急病で母が入院し父が病院付添いを求められ、当該障がい者のケアをする者が不在となった。

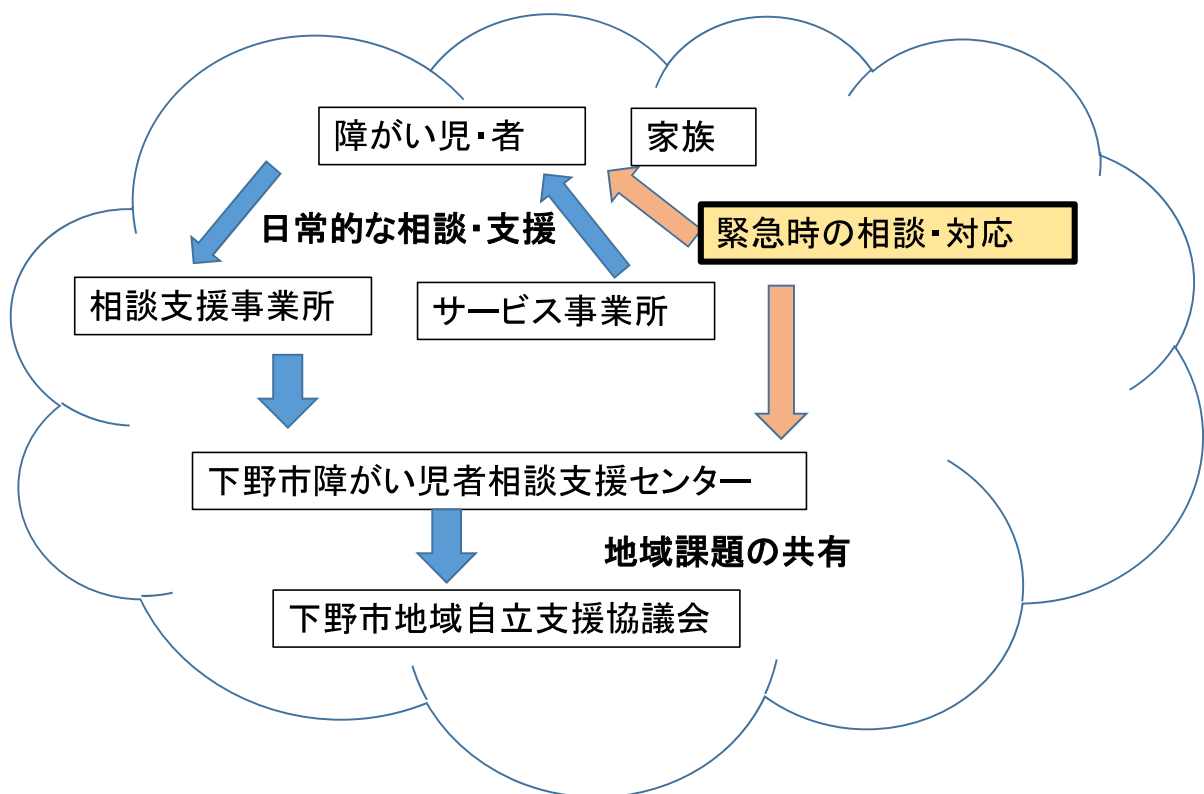
例３）

保護者や家族が何らかのトラブル（警察沙汰等）に巻き込まれてしまい、家に帰ることができなくなった。

※事前に予定が判明している旅行等の余暇や、冠婚葬祭等での利用は対象外



下野市地域生活支援拠点等体制図



相談窓口

◎相談

平日（午前8時30～午後5時15分）

→ 下野市障害児者相談支援センター

[TEL:0285-37-9970](tel:0285-37-9970)

土日祝日・平日夜間

→ 専用ダイヤル（登録者にのみ通知）

緊急時支援のフロー図

①緊急事態発生

②緊急事態の旨を連絡

③状況確認、緊急事態と判断

※緊急と認められない場合には、別の解決手段を提案します。

④施設受け入れ

施設職員が出向き、対象者を施設に保護します。

Ⅲ 設置経緯・スケジュール

障害児父母の会などの要望により、親亡き後の生活や緊急時の預かり先を心配する声が多くあった。これを受けて、地域生活拠点事業を実施することを計画した。

なお、検討委員会・アンケート調査・視察・研修会等は実施していない。

下野市地域生活拠点等事業の整備スケジュール

事務内容	R1.10月	R1.11月	R1.12月	R2.1月	R2.2月	R2.3月	R2.4月
法人協議							令和2年4月1日 事業スタート
庁内協議	課内協議 財政課協議 10/31	市民評価E711/7 市長・副市長協議 11/20					
予算要求事務							
要綱改正事務							
運用ルール制定							
受託意向最終確認 (市内外法人対象)							
契約締結事務							
広報周知							

令和2年4月1日 事業スタート

検討にあたって特に重点を置いたこと

- 本事業の5つの機能のうち、まずは「緊急時の相談対応」「緊急時の受入れ・対応」から整備する。
- “緊急時”の定義について、事業を運営する当市と利用する対象者の間で食い違いによる緊急コール多発が懸念されますが、利用にあたっての事前登録制を導入し、やみくもに緊急コールとならないよう緊急時の定義についての同意を得て運用すること。

設置に際しての補助金等の活用状況

- 地域生活支援事業補助金を活用

事業所及び住民への周知方法

- ・相談支援専門員へ周知
- ・ホームページへの掲載
- ・障害者父母の会などの家族会
- ・へのチラシ配布

下野市地域生活支援拠点等事業のご案内



障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、令和2年4月より「地域生活支援拠点等事業」を展開していきます。
下野市では、他市事業所の協力を得て「緊急時の受け入れ・対応」から事業の展開に取り組みます。

緊急時の受け入れ・対応

ご家族等が急病や事故等の突発的な事由によりケアができなくなることで、障がいのある方の生命に危険が及ぶと考えられる場合、短期入所事業所が障がいのある方を一時的に受け入れます。

※事前に予定が判明している旅行等の余暇や、冠婚葬祭等での利用は対象外です。

対象者

利用するためには、原則、事前の登録が必要です。

ただし、虐待等のやむを得ない事由により、緊急で保護が必要となった場合は、この限りではありません。

利用期間

1～7日間程度

・緊急時の一時的な受け入れとなりますので、長期の利用はできません。

・必要に応じて関係機関と連携し、その後の対応について協議します。

受け入れ事業所について（協力事業所）

IV 実績（令和6年3月現在）

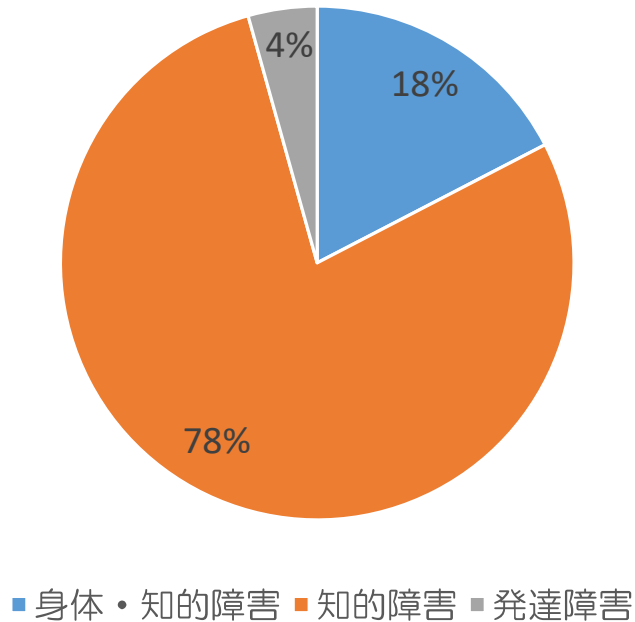
【令和5年度実績】

- ・登録者数：22人
- ・利用者数： 1人 （15歳 男性 自閉症・知的障害）
- ・利用日数： 4日
- ・利用にあたっての背景

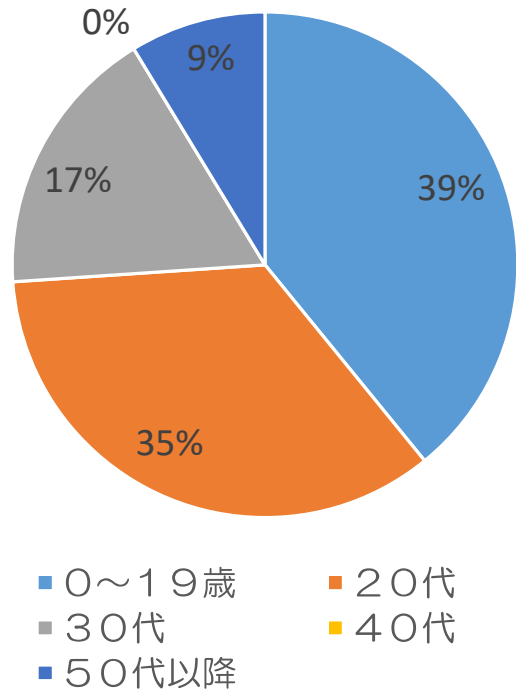
家庭内での不適応が激しくなり、家庭内養育が困難となったため母親がSOSを出し相談。親子分離が必要と判断し、本事業を活用した。

登録者の状況

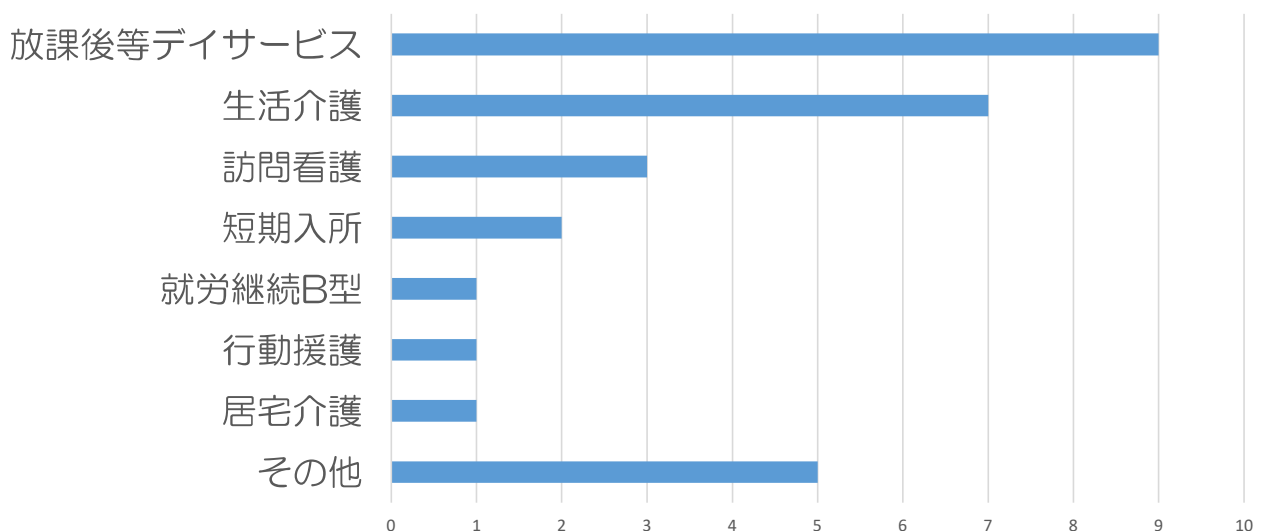
①障害種別



②年齢構成



③サービス利用状況



※傾向・ポイント

9割以上が身体重複を含む知的障がいであり、0歳～20代までの若年層の登録が7割を超えている。障害福祉サービスの支給決定は、登録者すべてが受けており、放課後等デイサービスが一番多く、次いで生活介護である。

関係者との連携及び研修・検討会の実施状況

- ・ 検討会

年1回、登録事業所と前年度利用実績の振り返りと登録者の近況について、情報共有する機会を設けている。

- ・ 広報・PR等

障害者父母の会等の家族会の総会等で職員が説明

課題

下野市には元来、障がい者の入所施設が非常に少なく、障がい者等やその家族の緊急時において、一時保護が必要な場合に受け入れられる体制が希薄である。現状で登録事業所は1箇所のみであり、市外入所施設に頼らざる得ない状況である。「緊急時の対応」以外の機能を整備したいと考えているが、登録事業所が見つからずに困難をきたしている。

V 今後の方針

機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討を行うとともに、拠点の数を拡充することを目標とします。

さらにコーディネーターを配置し社会資源の活用、関係機関との連携を進め、効果的な支援体制を構築できるよう機能の充実に努めます。